

■ 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて ■

IV. 行政サービスと事業の適正な負担を(中間答申より抜粋)

□ 対 象:

(ア)行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目

(イ)事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■ 基本原則:

(ア):行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、その提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々だが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった者との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担(利益の範囲を超えて求められるものではない)となる。サービスの性質により、社会全体(税)で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

(イ):目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

■ 使用料・手数料等の見直しについて

使用料・手数料全般の具体的方策(中間答申より抜粋)

ア. 総合体育館施設使用料(グリーンパス)

総合体育館使用料については、グリーンパス制度により、60歳以上の利用者の使用料が免除となっている。しかしながら、超高齢社会が目前となった現在では、60歳以上の利用者への一部負担も含め、一般利用者とのバランスも考慮したあり方を検討する必要がある。高齢者の健康施策との位置づけもあるが、60歳以上70歳未満を大人料金とした場合、700万円ほどの健全化効果額も試算され、本制度自体の見直し、制度を導入している近隣市並みの水準に制度基準の改定を行うべきである。

イ. 自転車駐車場使用料

自転車駐車場定期使用料(一般)月額650円という設定は、多摩26市で際立って低い料金設定となっている。月額1,500円では約3千600万円、多摩20市平均の月額1,700円では約4千400万円、類似団体3市平均の月額1,800円では約4千900万円の健全化効果額の試算となっている。財政状況が厳しいなか、施設維持費のコストも考えると、早急に類似団体並みに料金を引き上げるべきである。

なお、支払い方法についても、現在の年間一括納入のみである制度を改め分納も可能とする等、利用者の利便性向上のための方策も合わせて検討をするべきである。

使用料・手数料全般の具体的方策(中間答申より抜粋)

ウ. 家庭ごみ処理手数料

国立市が加入している多摩川衛生組合では、加盟4市(稲城市・狛江市・府中市・国立市)のうち家庭ごみを有料化していないのは国立市のみとなっている。また、多摩25市中19市が既に家庭ごみを有料化しており、近隣の立川市、国分寺市においても平成25(2013)年度以降の家庭ごみ有料化の方向が示されている。

国立市においても、何よりごみ減量や公平性の観点から有効な方策であること、また、9億円以上の市税を投入している清掃事業費の圧縮のためにも、早期に家庭ごみの有料化について検討をするべきである。

エ. 保育料

認可保育所の保育料は所得別階層区分により保育料を徴収しているが、世帯あたり前年度所得税額が60万4千円以上の世帯については同じ階層となっている。

応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべきである。

オ. 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業及び区画整理事業の一般財源に充当する目的税である。今後も国立駅周辺のまちづくりや都市計画事業等、対象となる事業が続く見込みであり、その期間内に限って対象事業とのバランスや市財政全体の収支状況との兼ね合いで税率の本則適用の検討をするべきである。

■ 使用料・手数料等の分類・定義について

分 類

定 義

① 使用料

- ・ 特定の受益を有する特定人が物的施設（行政財産・公の施設）を利用するにあたり、その実費の全部または一部を負担するもの

② 手数料

- ・ 特定人に地方公共団体が提供する役務について、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担するもの

③ 本人等負担金

- ・ 施設運営にあたり、運営費の全部または一部を本人が負担するもの

④ 目的税

- ・ 特定の費用に充てるために課される税

① 使用料見直しの考え方について

□ 使用料の根拠法令・見直しの視点(案)は以下のとおり。

名 称	使用料徴収の根拠法令(抜粋)	見直しの視点(案)
使用料	<ア 行政財産使用料> ・地方自治法第238条の4第7項：行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 ・地方自治法第225条：普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 ・地方自治法第228条第1項：分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略) <イ 公の施設使用料> ・地方自治法第225条：普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 ・地方自治法第228条第1項：分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略) ・図書館法第17条：公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。	○収益性があるか ○利用率を向上できないか ○公平性・公正性 ○公益的か私益的か ○必需的か選択的か ○公費(社会全体)でどこまでカバーすべきか

◇国立市の使用料一覧＜その1＞（資料№11-3も参照のこと）

		使用料の名称	根拠となる市の条例	料金体系(代表例)	平成23(2011)年度 決算額
1	ア	行政財産使用料	行政財産使用料条例	・土地を使用させる場合:位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に1,000分の2.5を乗じて得た額	5,497,093円
2	イ	下水道使用料	下水道条例	・一般汚水(汚水排出量10立方メートル以下の分):540円	960,491,445円
3		自転車駐車場使用料 (定期利用・一時利用)	自転車安全利用促進条例	・自転車(定期使用 一般 市内居住者 月額): 1,500円(H25.4～) ・自転車(一時利用 1日1回):100円	96,581,765円
4		公園使用料	行政財産使用料条例 都市公園条例 流域下水道処理場広場 条例	・業として行う映画、テレビ、ビデオ撮影(1回1 時間以内):6,750円	1,298,275円
5		有料スポーツ施設(野球場・サッカー場・テニスコート)使用料	都市公園条例 流域下水道処理場広場 条例	・野球場(1面1時間につき):1,000円 ・サッカー場(1面1時間につき):1,000円 ・テニスコート(1面1時間につき):600円	18,550,200円
6		総合体育館施設使用料	くにたち市民総合体育 館条例	・第1体育室個人使用(1種目3時間以内):大 人一回250円、子ども一回150円	※指定管理者の 利用料収入とし ている
7		芸術小ホール施設使用 料	くにたち市民芸術小ホー ル条例	・ホール(平日):午前11,200円・午後19,600円・ 夜間25,200円・全日50,700円	※指定管理者の 利用料収入とし ている
8		福祉会館施設使用料	くにたち福祉会館条例	・大ホール:午前2,600円・午後3,500円・夜間 3,500円	1,903,556円

◇国立市の使用料一覧(その2)

使用料の名称		根拠となる市の条例	料金体系(代表例)	平成23(2011)年度 決算額
8	イ	福祉会館施設使用料	くにたち福祉会館条例 ・大ホール:午前2,600円・午後3,500円・夜間3,500円	1,903,556円
9		郷土文化館施設使用料	くにたち郷土文化館条例 ・特別展示閲覧料(一般個人):2,000円以内 ・講堂:午前1,400円・午後1,600円・夜間1,800円・全日4,800円	※指定管理者の利用料収入としている
10		地域福祉館施設使用料	くにたち地域福祉館設置条例 ・中会議室(立東福祉館):午前600円・午後700円・夜間700円	208,600円 ※一部施設は指定管理者の利用料収入としている
11		地域防災センター施設使用料	地域防災センター設置条例 ・防災コミュニティー室(中平地域防災センター):午前600円・午後700円・夜間700円	876,800円
12		地域集会所施設使用料	地域集会所施設設置条例 ・集会室(矢川集会所):午前700円・午後800円・夜間800円	1,275,500円
13		南区公会堂施設使用料	南区公会堂設置条例 ・ホール(午前1,300円・午後1,700円・夜間1,700円)	※指定管理者の利用料収入としている
14		公民館施設使用料	公民館条例 ・無料	—
15		市民プラザ施設使用料	市民プラザ条例 ・多目的ホール(北プラザ):午前2,300円・午後3,000円・夜間3,000円	4,809,600円
16		歯科処置料	保健センター条例 ・永久ふっ素塗布(1歯):100円	427,400円
17		道路占用料	道路占用料徴収条例 ・第一種電柱(1本):1,630円	168,878,220円
18		特定公共物占用料	特定公共物管理条例 ・第1種(占有面積1㎡につき1年):1,070円	827,669円

□ 使用料の見直し方針(案)

- 4pの定義のうち、行政財産使用料(例:市庁舎の目的外使用)については、東京都や近隣市との比較の中で、設定に乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。
- ◆ 4pの定義のうち、公の施設使用料については、まずは行政が、使用料収入を増やすための努力を行うとともに、公の施設の効果的・効率的な管理運営に努めるものとする。
- ◆ 公の施設の整備・運営経費(用地取得費(借地料換算)・施設建築費(減価償却費)・管理運営費・事務経費等)をベースとし、公の施設の設置目的や性質、公の施設を利用しない市民との公平性や施設利用の必需性などの観点から、カテゴリー別に「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定する。その上で、「利用者が負担すべき部分」について「使用料」として利用者から徴収するものとする。
- ◆ 公の施設の使用料の料金体系は、社会情勢の変化など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。

② 手数料見直しの考え方について

□ 手数料の根拠法令・見直しの視点(案)は以下のとおり。

名 称	手数料徴収の根拠法令(抜粋)	見直しの視点(案)
手数料	・地方自治法第227条：普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 ・地方自治法第228条第1項：分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令：地方自治法第228条第1項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。(表は省略)	○証明発行等にかかるコスト(実費)の計算 ○役務の便益と比して過大となっていないか

◇国立市の手数料一覧(その1)(資料№11-4も参照のこと)

手数料の名称		根拠となる市の条例	料金体系(代表例)	平成23(2011)年 度決算額
1	廃棄物等処理手数料	廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例	・し尿を一般家庭が使用する汲取り式便槽から排出する者:1,500円(1世帯1回につき)	128,947,520円
2	自転車移送手数料	自転車安全利用促進条例	・1台につき2,000円	5,546,000円
	自転車駐車場定期利用券再交付手数料		・1回につき1,000円	-
3	情報開示請求等手数料	情報公開条例	・情報の写し等の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担	
4	個人情報開示請求等手数料	個人情報保護条例	・個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担	
5	指定下水道工事店申請手数料	下水道条例	・1件(指定下水道工事店の指定の申請):10,000円	434,000円
6-1	住民基本台帳写しの交付手数料	手数料徴収条例	・1通:200円(郵送300円)	9,315,800円
	住民基本台帳証明書交付手数料		・1通:200円(郵送300円)	
	写しの広域交付手数料		・1通:200円	
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料		・1人:200円	
	住民基本台帳カード交付及び再交付手数料		・1枚:500円	
6-2	印鑑証明書交付手数料		・1枚:200円	5,845,400円
	印鑑登録証再交付手数料		・1枚:200円	

◇国立市の手数料一覧(その2)

手数料の名称		根拠となる 市の条例	料金体系(代表例)	平成23(2011)年 度決算額
6-3	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料	手数料徴収 条例	・1通:450円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	8,457,000円
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料		・1通:750円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料		1件:350円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料		・1件:450円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
	届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付手数料		・1通:350円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧手数料		・1件:350円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
6-4	臨時運行許可申請手数料		・1両:750円 ※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額	
6-5	市税証明書交付手数料		・1枚:200円	4,260,400円
	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料		・1枚:200円	
	土地に関する証明書交付手数料		・1枚:200円	
	建物に関する証明書交付手数料		・1枚:200円	
	固定資産課税台帳閲覧手数料		・1回:200円	
	住宅用家屋証明書申請手数料		・1枚:1,300円	

◇国立市の手数料一覧(その3)

手数料の名称		根拠となる 市の条例	料金体系(代表例)	平成23(2011) 年度決算額
6-6	工場認可手数料	手数料徴収条例	・1件(作業場の床面積の合計が500㎡以下):8,700円 ※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都条例)に基づく額	15,200円
	工場変更認可手数料		・1件:7,600円 ※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都条例)に基づく額	
6-7	屋外広告物許可手数料		・はり紙及びはり札(50枚までごと):2,250円	511,900円
6-8	証明書交付手数料(道路及び河川・水路の証明事務)		・1件:200円	233,800円
	公簿等謄抄本交付手数料(道路及び河川・水路の証明事務)		・1件:200円	
6-9	優良宅地造成認定申請手数料		・1件:86,000円	-
	優良宅地・良質住宅新築認定申請手数料		・1件(新築住宅の床面積合計が100㎡以下):6,200円	
6-10	犬の登録及び鑑札交付手数料		・1件:3,000円	2,004,140円
	犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料		・1件:550円	
	犬の鑑札再交付手数料		・1件:1,600円	
	犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料		・1件:340円	

□ 手数料の見直し方針(案)

- ◆ まずは行政が、手数料を徴収し交付等を行っている事務のコストを抑えるため、効果的・効率的な行政運営を行うものとする。
- ◆ 事務経費をベースとした実費相当額について「手数料」として市民・事業者から徴収するものとする。ただし、国の法令や都の条例等で標準的な金額が設定されているものは原則としてその金額に準拠する。
- ◆ 手数料の単価は、社会情勢の変化や事務コストの増減など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、4年に1回は検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

③ 本人等負担金見直しの考え方について

□ 本人等負担金の根拠法令・見直しの視点(案)は以下のとおり。

名 称	徴収の根拠法令(抜粋)	見直しの視点(案)
本人等負担金	<学童保育所本人負担金> ・学童保育所条例第12条第1項：市長は、学童保育所における児童の育成に要する費用として、別表2に定める額を保護者から徴収する。 ・学童保育所条例第12条第2項：市長は、前条に規定する延長保育を行う場合は、延長保育に要する費用として、育成料のほかに、別表3に定める額を保護者から徴収する。ただし、前条第3項ただし書の規定により1日を単位として延長保育を行う場合の延長育成料は、別表4に定める額とする。 ・学童保育所条例第14条：間食費及び行事費等は、保護者負担とする。 <保育所運営費本人負担金> ・児童福祉法第56条第2項：第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 <老人保護措置費本人等負担金> ・老人福祉法第28条：第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 <公立小学校・中学校授業料> ・学校教育法第6条：学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。	○公平性・公正性 ○公益的か私益的か ○必需的か選択的か ○公費(社会全体)でどこまでカバーするべきか

◇国立市の本人等負担金一覧(資料№11-5も参照のこと)

本人等負担金の名称		根拠となる市の条例	平成23(2011)年度 決算額
1	学童保育所本人負担金	学童保育所条例	16,401,000円
2	保育所運営費本人負担金	保育費用徴収条例	232,419,600円
3	老人保護措置費本人等負担金	老人福祉法施行細則	1,627,667円

□ 本人等負担金の見直し方針(案)

- ◆ まずは行政が、施設運営コストを抑えるための努力を行うものとする。
- ◆ 国等の徴収基準が定められている本人等負担金についてはそれを基本とし、現行の負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。
- ◆ 国等の徴収基準が定められていないものや現に自己負担を求めているサービスについては、施設運営コストをベースに、必需性や私益性などの観点から、カテゴリ一別に「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定し、「利用者が負担すべき部分」について「本人等負担金」を徴収するものとする。
- ◆ 徴収にあたっては応能負担による料金体系を設定するとともに、他市の動向や類似の事業・制度等との比較により、負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。

④ 目的税見直しの考え方について

□ 目的税の定義・見直しの視点(案)は以下のとおり。

名 称	徴収の根拠法令(抜粋)	見直しの視点(案)
目的税	・地方税法第5条第4項：鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。 ・地方税法第5条第6項：市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。 - 一 都市計画税 - 二 水利地益税 - 三 共同施設税 - 四 宅地開発税 - 五 国民健康保険税 ・地方税法第5条第7項：市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。	○目的とする事業の事業費の推計 ○公費（社会全体）でどこまでカバーするべきか

◇目的税一覧(資料№11-6も参照のこと)

目的税の名称		根拠となる市の条例	平成23(2011)年度決算額
1	入湯税	賦課徴収条例	—
2	都市計画税	賦課徴収条例	1,208,128,726円
3	国民健康保険税	国民健康保険税条例	1,514,226,110円

□ 目的税の見直し方針(案)

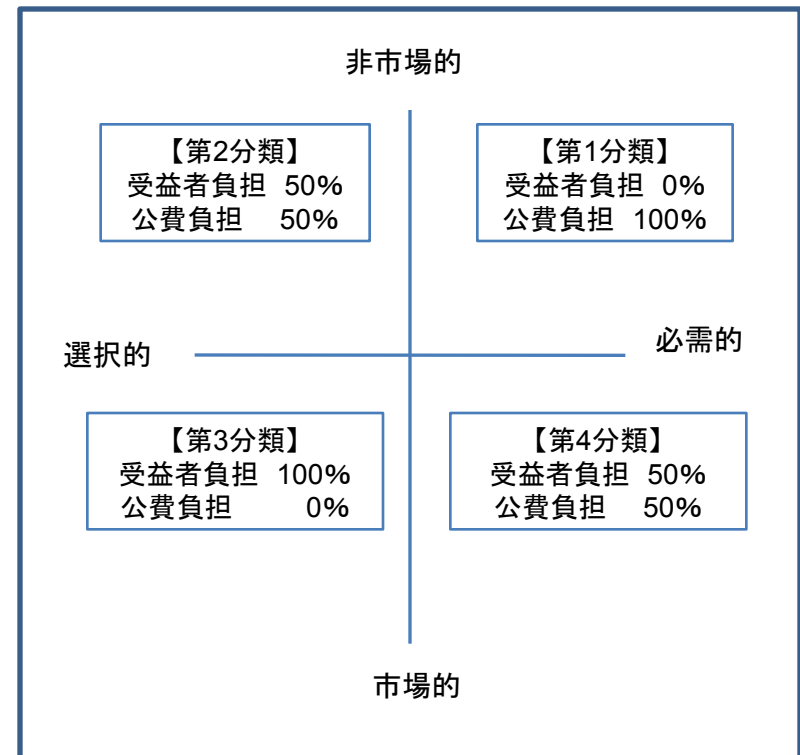
- ◆ 目的税はその用途が特定されることから、事業の将来予測等を行った上で、適切な水準となるよう、税率等を決定するものとする。
- ◆ 目的税は、市の政策や社会情勢の変化など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

■ 使用料・手数料等の受益と負担の考え方(案)

《例：北海道江別市における使用料の受益と負担の考え方》

＜サービスの分類＞

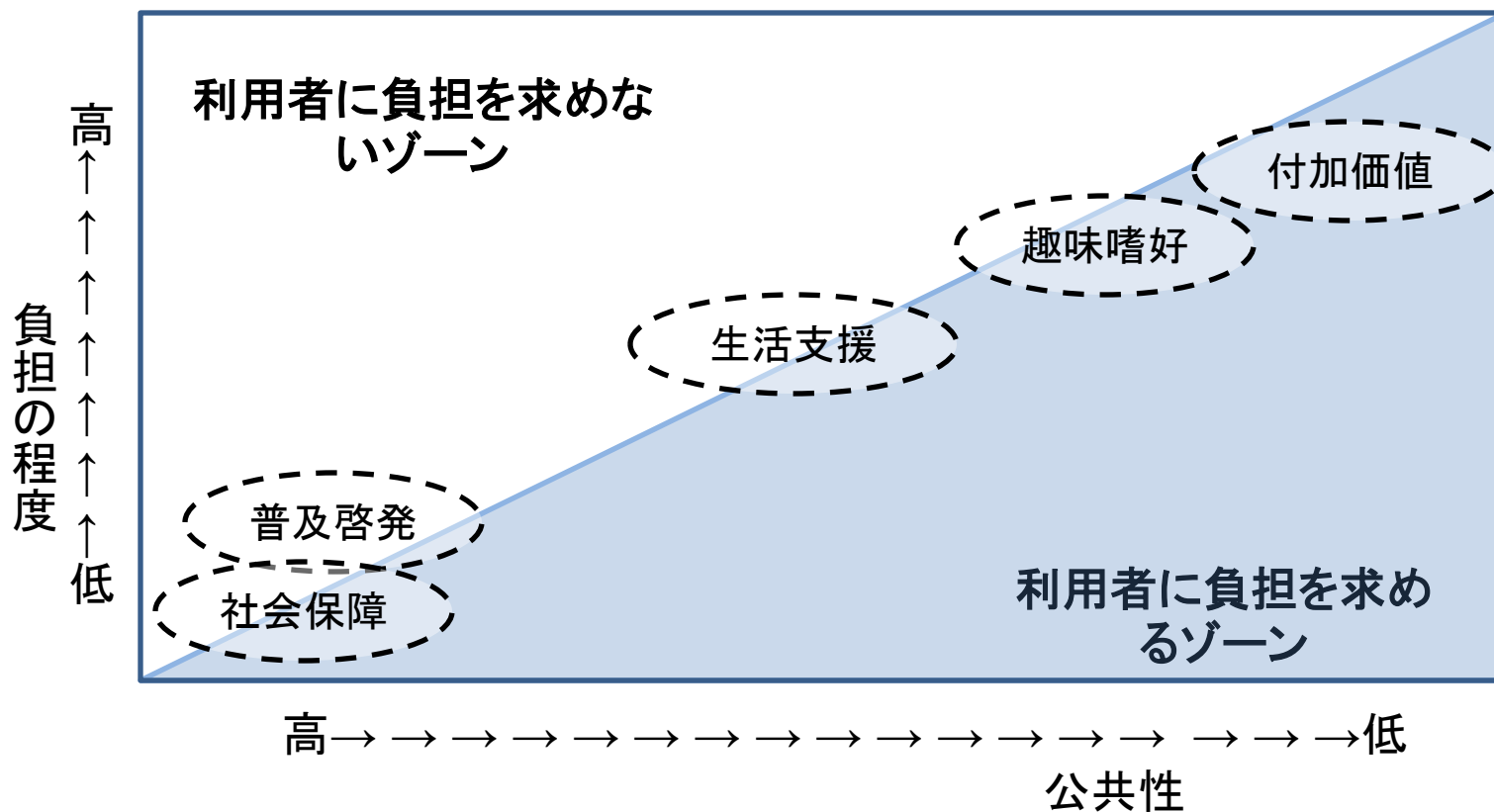
必需的サービス	市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス
選択的サービス	より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス
非市場的サービス	市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス
市場的サービス	市場原理により民間でも提供可能なサービス



北海道江別市「使用料・手数料の見直し方針」をもとに編集

《例：埼玉県宮代町における性質別サービスに応じた受益と負担の考え方》

＜概念図＞ 網掛け部分が利用者負担



埼玉県宮代町「受益と負担に関する基本方針」をもとに編集

《例：埼玉県宮代町における性質別サービスに応じた受益と負担の考え方》

＜性質別サービスの分類＞

(A) 社会保障サービス

相互扶助及び社会保障という基本的な考え方から、負担を求める場合には応能負担を原則。

《主なもの》 福祉サービス(扶助を趣旨としたもの)など

(B) 普及・啓発、対策サービス

特に対象者を限定せず、広く市民を対象として普及や啓発を行うサービス。サービスによる利益は参加、利用した個人に止まらず、社会全体に還元されると考えられるため、原則として利用者に負担を求める必要はない。ただし、サービスの過程において、参加又は利用した個人に帰属する「物」がある場合は、この実費の範囲において負担を求める場合も有り得る。

《主なもの》 交通安全、防犯、人権、平和、男女共同参画、環境対策など

(C) 生活支援サービス

市民生活の補助、支援を目的として用意されるサービス。個人の嗜好に関わらず、大多数の市民が利用することが可能な「公約数」的のものであり、ほぼ常時用意されているサービス。あくまで個人の希望により選択、利用されるものであり、利用者には何らかの利益が帰属することになるため、利用しない(又は利用が少ない)者との格差是正のため一定の負担を求めることを原則とする。

《主なもの》 諸証明発行、各種健診事業、予防接種、保育所、学童保育所、コミバス、下水道、相談 など

(D) 趣味・嗜好サービス

個人の趣味・嗜好により選択、利用されるサービス。利用したい人と利用の意思のない人との価値観の差異がそのまま格差として表れるため、利用者には一定の負担を求める。

《主なもの》 公共施設(スポーツ施設、生涯学習施設など)、講座、教室(趣味性の高いもの)など

(E) 付加価値サービス

利用者に付加価値を付与するサービス。この付加価値は有形、無形を問わず、サービス提供の目的と結果において特定の利用者に利益等を付与するものであるため、そのものの価値を基本として有償とする。

《主なもの》 財産貸出(占有)、図書・地図類の有償頒布、登録、認証

《例：愛知県名古屋市における使用料の受益と負担の考え方》

公の施設を「公的関与の度合い」及び「収益性」の2つの基準に基づき9つに分類

※独立採算を前提とする施設、単なる会議室はこの考え方から除く

＜公的関与の度合いに関する基準＞

区 分		施設の性格
A	1	法律で設置が義務づけられている施設
	2	受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービスの対価の徴収ができない施設
	3	市民が社会生活を営むうえで必要な生活水準の確保を目的とした施設
	4	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視活動、情報提供、相談などを目的とした施設
	5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備する施設
B	6	市民にとって必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではそのすべてを負担しきれず、これを補完する施設
	7	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完する施設
C	8	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした施設
	9	特定の市民や団体を対象としたサービスを提供する施設であって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益が及ぶ施設
D	10	上記以外の施設

《例：愛知県名古屋市における使用料の受益と負担の考え方》

＜収益性に関する基準＞

区分	施設の性格
○民間では、類似・同種のサービスを提供する施設が設置されていない	
a	受益者から費用負担を想定していない施設
b	運営費の一部を料金収入により賄うべき施設
○民間でも類似・同種のサービスを提供する施設が設置されている	
c	民間では収益を主目的としておらず、主に社会貢献活動のために設置している施設
d	収益性があり、民間では運営費の全部を料金収入で賄っている施設

＜受益者負担割合の9分類＞

d	公 70% 受 30%	公 30% 受 70%	公 0% 受 100%
b・c	公 80% 受 20%	公 50% 受 50%	公 30% 受 70%
a	公 100% 受 0%	公 100% 受 0%	公 100% 受 0%
	A	B・C	D

愛知県名古屋市「公の施設に係る受益者負担のあり方に関する報告書」をもとに編集

■ 減免(減額・免除)の考え方(案)

- 減額・免除を行うということは特例であることを前提とした上で、これ行うときは、「年齢や対象者」「利用者の所得の状況」「利用目的の公共性・公益性」を基本とするものとする。この際、サービスの種類や性質、内容によって減額・免除するケースは異なることから、個々のサービスの種類等により、原則として次の基準に基づき判断し、減額・免除を行うものとする。なお、減額する場合におけるその割合は、定められた額の50%以内とする。

①免除する場合

- ・市内の小、中学校が教育活動として利用するとき。
- ・市が利用するとき。
- ・国、他の地方公共団体が行政目的で利用する場合において、国立市民の福祉向上に直接寄与すると認められるとき。

※参考例：東京都は、国政選挙の投票所として都立学校を使用する場合に有償としている。

②減額する場合

- ・子供(15歳以下の者)が利用するとき。
- ・構成員がすべて子供である団体が利用するとき。

③免除又は減額する場合

- ・法令に定めがあるとき。
- ・所得の状況により判断する必要があるとき。
- ・利用目的について公共性、公益性が認められるとき。

※公共性、公益性については、次の事項などを基に総合的に判断するものとします。

▼広く市民を対象としていること。

▼市民又は社会一般に直接的又は間接的に利益をもたらすこと。

- ・生活保護法による保護を受けている者が利用するとき。
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- ・天災又はこれに類する災害を受けた者であって特に必要と認める者が利用するとき。
- ・市長が特に必要と認めるとき。

※減額・免除をするときは、その理由を明確にすることが公平性を確保する上で重要であることから、この理由による減額・免除は、原則として行わないものとする。

仮に、この規定による減額・免除を行おうとするときは、別に取扱基準(細則)を定めるとともに、適用にあたり具体的な理由を示すものとする。